

### 中学校一部選択制の申請で中学校の選択が可能になります

町内のどの中学校へ入学するかは、住所による通学区域に基づき決定されますが、町では、児童や保護者のニーズに応じた学校選択機会の拡大と特色ある学校づくりという観点から、通学区域制度の規制緩和を図る制度を導入しています。

〈一部選択制とは？〉

受入生徒数の範囲内で、希望する別の中学校への就学を認めるものです。

〈希望するには？〉

保護者の方より、教育委員会へ申請書を提出していただきます。卒業まで通うこと、自力で通学できることなどを条件とします。

〈受入生徒数(令和5年度入学)は？〉

野木中学校 15名

野木第二中学校 15名

※受入枠を超えた場合は抽選

【保護者向け説明会】

📅 7月26日(火)18時～

📍 役場本館 2階大会議室

【学校見学会】

6年生とその保護者を対象に各中学校で実施します。どちらも詳細は学校を通じて保護者にご案内します。

問 子育て教育課 ☎(57)4182

### いじめ・不登校等相談窓口を設置しています

教育委員会では、保護者や子どもたちを対象とした「いじめ・不登校等相談窓口」を設置しています。いじめや不登校、交友関係や先生との関係、学習や進路の悩みなど、様々な悩み事について、話をお聞かせください。(一緒に話し合しましょう)

相談内容を含む個人情報承を承諾なく外部に知らせることはありません。

【電話・対面相談】

📍 役場別館

〈受付時間〉

平日 8時30分～17時15分

※祝日を除く

【メール相談】

〈受付時間〉

24時間

✉ kodomokyoiuku01@town.nogi.lg.jp

問 子育て教育課 ☎(57)4182・4183

### 7月～8月は町税徴収強化月間です

【税金は期限内に納めましょう】

納税の公平と税収の確保を図るため、7月～8月を「町税徴収強化月間」として、徴収強化を実施しています。

〈一人ひとりが町を支える〉

皆様が納めた税金により、町の行政サービスが支えられています。納税しない方が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。

〈納期限内に納付を！〉

町税などを納期限内に納めていない方には、督促状や催告書などで納付をお願いしていますが、それでも納めていただけない場合には、やむを得ず財産調査を行います。そして、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえの滞納処分をすることになりますので、皆様の自主的な納税をお願いします。

〈町では、税収確保に向け、次の取り組みを行っています〉

【納税相談】

町税などを納期限内に納めることが難しい方の相談を受け付けています。

【納税催告】

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

【財産調査】

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社などに対し調査を行います。

【勤務先調査】

滞納者の勤務先に対し給与の調査を行います。

【差押処分】

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。

問 税務課 ☎(57)4124